こうとう区報

NO. 1792

平成25年（2013年）
12/1
毎月1日・11日・21日発行
発行：江東区/編集：広報広聴課
〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28
http://www.city.koto.lg.jp
☎3647-9111（代）

みんなで築こう人権の世紀 人権週間

12/4（水）～10（火）

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

多くの尊い命が奪われた第二次世界大戦の反省から、国際連合は1948年「世界人権宣言」を採択し、その日を記念して12月10日を「人権デー」と定めました。日本ではこの「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」として定め、全国的に人権尊重の普及・啓発活動を行い、区も同様の取り組みを行っています。〝区民がお互いの人権を尊重し、区民一人一人が生き生きと暮らせる江東区〟これは区の憲法にあたる「江東区基本構想」に掲げられた基本理念のひとつです。人とのつながりを感じながら毎日を幸せに暮らすために、この機会に「人権」について考えてみませんか。

▲大事に育てた「人権の花」の種を、風船に結んで飛ばす東砂小学校の児童たち

守ろう人権 講演とメッセージのつどい

今年の人権週間行事は、こどもたちによる人権メッセージ、映画のほか、江東区出身の元格闘家、須藤元気さんを講師にお迎えします。

時 12/5（木）13:30～16:30（開場13:00） 場 江東区文化センターホール（東陽4-11-3） 人 500人（先着順） 費 無料 内 **[こどもたちによる人権メッセージの発表]**亀高小学校、第三砂町小学校の代表児童 **[映画]**「ほんとの空」 **[講演]**「自分が変われば世界が変わる」 師 須藤元気（元格闘家・作家・ミュージシャン・タレント） 申 当日直接会場へ

▲須藤元気さん

北朝鮮当局による拉致問題パネル展

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12/10～16）に合わせ、江東区関連の特定失踪者のパネル等を展示します。

時 12/10（火）～16（月） 場 区役所2階区民ホール 問 人権推進課人権推進担当☎3647-1164※このほか、区ではさまざまな人権課題をその当事者や支援者から学ぶ、「人権学習講座」を年2回（前期・後期）開催しています

第三砂町小学校の児童たちが描いた絵をもとにデザインされた人権啓発ラッピングバス。12月末まで江東営業所および新宿支所管内の路線を走ります

人権週間強調事項（25年度法務省制定）

- ○女性の人権を守ろう
- ○子どもの人権を守ろう
- ○高齢者を大切にする心を育てよう
- ○障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ○同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ○アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ○外国人の人権を尊重しよう
- ○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ○インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ○ホームレスに対する偏見をなくそう
- ○性的指向を理由とする差別をなくそう
- ○性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ○人身取引をなくそう
- ○東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

人権擁護委員はあなたの身近な相談相手

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の中で人権侵害が起きないよう、人権思想の普及・啓発活動に携わっています。区内の小中学校等と連携して「人権の花運動」「人権メッセージ」「人権作文」「人権教室」等の人権教育の取り組みをはじめ、人権問題でお困りの方の相談等を行っています。悩みのある方は、ぜひ人権擁護委員にご相談ください。

時 毎月第2・4金曜、13:00～16:00（要予約） 場 区役所2階区民相談コーナー 費 無料 申 電話で人権推進課☎3647-1164

江東地区人権擁護委員

中村（なかむら） 浩紹（ひろつぐ）	杉浦（すぎうら）さかへ
増田（ますだ） 亨（とおる）	清水（しみず） 信純（しんじゅん）
眞貝（しんかい）裕利子（ゆりこ）	進藤（しんどう） 孝（たかし）
小西（こにし） 典子（のりこ）	中島（なかじま） 泰淮（やすのり）
小幡（おばた） 雅二（まさじ）	遠藤（えんどう） 輝雄（てるお）
山口（やまぐち） 浩（ひろし）	鷲田（わしだ） 弘子（ひろこ）
松本（まつもと）みどり	金田（かねだ）恵美子（えみこ）
長澤（ながさわ） 寛子（ひろこ）	早坂（はやさか） 治子（はるこ）
亀﨑（かめざき）美智子（みちこ）	

今号の主な内容
[2面]整骨院・接骨院にかかるとき－医療保険適用に正しい理解を－、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒に注意　[3面]薬物乱用防止ポスター・標語　優秀作品が決定　[5面]民生・児童委員を改選

UD FONT

整骨院・接骨院にかかるとき

―医療保険適用に正しい理解を―

日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外

柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

［医療保険の適用となる場合］

○医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲およびねんざ等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断または判断されて施術を受けたとき（内科的原因による疾患は対象外。また、骨折および脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です）。

○骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

［保険適用対象にならない例］

○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労

○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみられない長期の施術

○同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合

○労災保険等が適用される負傷等

［治療を受けるときの注意］

医療保険が適用されるのは治療を目的とした場合であり、保険適用の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。また、施術が長期にわたる場合、内科的要因等の原因も考えられますので、医師の診察をお受けください。

窓口支払いの領収書は、無料で発行されますので、必ずもらっておきましょう。

柔道整復は本来、療養費（いったん全額を支払い、後から自己負担分を除いた金額を医療保険者に申請して受け取る）ですが、例外的な取り扱いとして、施術所窓口で自己負担金を支払い、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行う「受領委任」という方法が認められています。施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認して、受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に署名、押印をしてください。

問 医療保険課保険給付係 ☎（3647）3168

犬はルール・マナーを守って飼育を

犬の登録は30日以内　狂犬病予防注射は毎年1回

飼い主は、狂犬病予防法により、犬を飼い始めてから30日以内に登録を行い、鑑札の交付を受けることが義務づけられています。また、狂犬病の予防注射は、毎年一回接種させ、「注射済票」の交付を受けましょう（動物病院で接種したときは、病院で渡された狂犬病予防注射済証を保健所窓口に持参し、「注射済票」の交付を受けてください）。「鑑札」は「注射済票」とともに首輪等に付けることにより「迷子札」にもなります。

	受付場所	手数料	持ち物
犬の登録（生涯1回）	区民課住民記録係（区役所2階）、各出張所、保健所（東陽2-1-1）	3,000円	犬の生年月日、毛色、犬種等記入していただきます。
狂犬病予防注射の手続き（毎年1回）	保健所（注射済み票の交付）（※）	550円	獣医師が発行する証明書

※一部動物病院でも手続きできますので、お問い合わせください。

周囲の人に迷惑をかけずに

保健所には犬の苦情が多く寄せられています。主な内容は、鳴き声、ふん尿被害、ノーリードでの散歩です。犬の頻繁な鳴き声は、近隣の方の生活に支障をきたします。ふん尿は、不快感とともに、悪臭の原因になります。ノーリードでの散歩は、交通事故や咬傷事故を招きます。

しつけは根気が第一

犬を育てるのには根気がいります。なかなか上手くしつけられなくても、諦めず家族みんなで世話をしましょう。悩んだ時は、しつけ方教室に通ったり、かかりつけの獣医師に相談したり、散歩仲間に相談しましょう。

犬の散歩はリードを付けて

散歩時のノーリードは、法令で禁止されています。犬の散歩をするときには、とっさの行動に対応できるよう、コントロールできる長さのリードでつなぐことが大切です。よくしつけられた犬や小さな犬でも、「犬が怖い」「犬が苦手」と思う人がいます。また、トイレは散歩前に家の中で済ませることが原則ですが、散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

愛犬をのびのびと走らせるためには、ドッグランを利用しましょう。飼い主も、愛犬と一緒に、楽しい一時を過ごせます。

人と犬が楽しく生活できる社会を、みんなで作りましょう。

問 保健所生活衛生課生活衛生係 ☎（3647）5844

ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎や食中毒に注意

手洗い、消毒、食品の加熱などの予防を

毎年、冬季にはノロウイルスが原因の感染性胃腸炎や食中毒が、保育園、高齢者施設、飲食店などで多く発生します。

ノロウイルスに感染すると、激しい下痢やおう吐、発熱などの症状を起こします。乳幼児や高齢者は重症化することがあるので、早めに医療機関を受診することが大切です。

ノロウイルスの感染経路

○ノロウイルスに感染した人の便やおう吐物などから感染。

○ノロウイルスの患者や不顕性感染者が調理し、ウイルスが付着した料理を食べる。

○ノロウイルスに汚染されたカキなどの二枚貝を生や加熱不十分な状態で食べる。

予防のポイント

○手洗い

手洗いは感染予防に効果的です。特に外出先から帰宅した際、トイレ後、調理前、食事前などは石けんを使い、入念に手を洗いましょう。

○加熱

カキなどの二枚貝は、90℃で90秒間の加熱が目安です。十分に加熱して食べましょう。

○消毒

ノロウイルスには、アルコール消毒の効果が、ほとんどありません。調理器具、トイレ等の消毒は、塩素系漂白剤を使用しましょう。

○汚物処理

患者の便やおう吐物を処理するときは、換気をし、使い捨て手袋やマスク、エプロンを着用し、処理をする人が感染しないように気をつけましょう。

不顕性感染者とは？

「不顕性感染者」とは、無症状の感染者を意味します。

近年、人間が感染源となる感染性胃腸炎や食中毒が増加傾向にあります。その理由として不顕性感染者が感染を拡大させているという説があります。症状がなくても、常に自分が感染しているかもしれないという意識をもって手を洗いましょう。

問 保健所保健予防課感染症対策係 ☎（3647）5879

保健所生活衛生課食の安全係 ☎（3647）5812

交通安全キャンペーン

12月1日（日）～7日（土）

年末は交通渋滞や交通事故が発生しやすい時期です。道路を誰もが安全に安心して利用できるようにするために、歩行者、自転車利用者、車両運転者、みんなが正しい交通ルールとマナーを習慣づけましょう。

「やさしさが　走るこの街　この道路」ゆずりあいと思いやりの心で交通事故ゼロの安全で安心な江東区を目指しましょう。

道路交通法の一部改正 12月1日施行

無免許運転等の厳罰化、ブレーキ不良自転車への指導強化、自転車の路側帯通行が道路左側に限定される等、道路交通法が改正されました。

問 交通対策課交通係 ☎（3647）4784

深川警察署交通総務係 ☎（3641）0110

城東警察署交通総務係 ☎（3699）0110

東京湾岸警察署交通総務係 ☎（3570）0110

児童・幼児用ヘルメット購入をあっせん

こどもの安全確保にご利用を

13歳未満の児童・幼児用の自転車ヘルメット着用は、道路交通法により努力義務となっています。区では、こどもの安全確保を推進するため、区内の自転車販売店の協力のもと、児童・幼児用ヘルメット購入のあっせんを行っています。店舗により、店頭価格からの割引、ポイントの付与などの特典が受けられますので、ぜひご利用ください。

人 区内在住の方

申 直接下表のあっせん事業推奨店舗へ※購入の際は、区内在住であることをお伝えください

問 交通対策課交通係 ☎（3647）4784

店名	所在地	電話
（株）シラカワ・サービス	森下1-16-11	3631-7580
信興産業	白河3-3-14	3641-6478
（有）葵ホンダ	永代2-31-9	3630-1882
自転車やりんりん門前仲町店	冬木15-9	5639-9211
（有）タツミサイクル	辰巳1-2-9-106	3521-3006
中野サイクル商会	毛利1-7-1	3631-2506
自転車やりんりん亀戸店	亀戸6-55-17	5836-1901
サイクルセンターニシヤマ	大島4-1-7-107	3638-1974
（有）和光輪業商会	大島5-6-12	3681-9221
サイクルショップりんりん大島	大島6-1-2-108	3638-6565
佐藤自転車店	大島8-42-10	3682-2729
玉田輪店	東砂4-22-8	3644-7737

薬物乱用防止ポスター・標語 優秀作品が決定

薬物乱用防止ポスター・標語は、ポスター302点、標語950点の中から江東区優秀作品を決定しました。数多い力作の中から、今年度の東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会会長賞・区長賞が決定しました。

12月2日（月）に区長賞をはじめ優秀作品に選ばれた皆さんに表彰を行います。

若者の間で違法（脱法）ドラッグの乱用の拡大が懸念されている現在、小学生から始める教育が、こどもの薬物乱用を防ぐ有効な手段と位置づけ、東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会は、平成24年度に区内小・中・高等学校、大学、地域で薬物乱用防止教室を29回、キャンペーン活動を12回行いました。また、青少年対策地区委員会を中心とした江東区薬物乱用防止対策連絡協議会も、区内の薬物汚染を未然に防ぐため区と協力して、区民を対象に啓発活動を積極的に行っています。

問 青少年課青少年係 ☎(3647)9813 FAX(3647)8474

▲ポスターの部 東京都優良賞・東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会会長賞・区長賞 戸田紗希さん（有明中学校1年）

▶標語の部 東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会会長賞・区長賞 若穂囲蓮（かほいれん）さん（第二砂町中学校3年）

悩み事 追い込まれても 逃げないで
薬にあるのは 地獄絵図だけ

区政最前線 区長室から

江東区長 山崎孝明

頼りになります！ まちの身近な相談相手 民生・児童委員

12月1日付で民生・児童委員と主任児童委員が改選され、私から委嘱状の伝達を行いました。これは三年に一度の改選で、町会や自治会など地域団体から推薦いただいた、社会福祉に熱意のある方を、厚生労働大臣が委嘱をするものです。

委嘱を受けた264人の民生・児童委員の皆さんは、それぞれ担当の地域を受け持ち、地域内のお年寄りやこども、障害者の方々などの、生活に密着した相談にのり、親身に助言を行なったり、区役所や関係機関につなぎ、より良い解決策に結びつける重要な役割を担います。

また、16人の主任児童委員さんは、こどもたちの福祉向上のため、学校や児童相談所と連携をとりながら活動しています。

私も本区の政策を推し進める中で、さまざまな分野での民生・児童委員の皆さんの活躍を常日頃から見聞きし、大変心強く感じています。

東日本大震災以降、地域社会を支え、地域のつながりを大切にする取り組みが重視されています。近所のお年寄りに元気がなければこちらから声をかけ、地域での孤立を防ぐ。困った時には、隣近所みんなで力を合わせて助け合う。この気持ちを持つことが大切です。その要のひとつになるのが、民生・児童委員の皆さんだと思います。

区民の皆さん。どうか困ったことがあれば一人で悩まず、お気軽に担当の民生・児童委員さんに相談してみてください。必ず親身に応じてくれます。

民生・児童委員の、地域に根差した地道な活動が、本区を住みよいまち、安心安全なまちにしていきます。より良い江東区をつくるため、これからもご協力をお願いいたします。

男女共同参画フォーラム 創 ―つくる力― ～安全な環境・安心なくらし・安定した心～

企画募集

平成26年6月22日（日）に開催する「男女共同参画フォーラム」の企画（学習会・ワークショップ・展示など）を募集します。フォーラムは日ごろから男女共同参画の視点を持ち、区内で活動する学習団体の発表や区民交流の場です。フォーラムを第一歩として、男女ともに生き・創り・支えあう社会の実現を図りましょう。

締 12月28日（土）

※結果は、実行委員会にて内容を検討・調整のうえ決定し、1月末に連絡します

申 男女共同参画推進センターおよび区内各施設にある募集案内（ホームページからも入手可）の企画書に記入し、〒135－0011扇橋3－22－2パルシティ江東内男女共同参画推進センターに郵送、ファクス、メールまたは窓口で ☎(5683)0341 FAX(5683)0340

『実現！私のハッピー・バランス・ライフ』『企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー』第2弾

男女共同参画推進センター講座

実現！私のハッピー・バランス・ライフ（全2回）

「こどもがいない私にはワーク・ライフ・バランスなんて関係ない」と思っていませんか。ワーク・ライフ・バランスとは、既婚・未婚、こどもの有無に関わらず「誰もが」仕事と自分の時間を、希望するバランスで生活することをいいます。自分の理想の生活バランスを、ワークショップを通じて見つけてみませんか。

時 1月9日・16日（木曜全2回）午後7時～9時 人 働いている女性30人（抽選。こどもがいない方で未婚・既婚問わず） 師 堀江由香里（NPO法人ArrowArrow代表理事）

働き方を見直す タイムマネジメントの実現

企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの第2弾は、働き方を見直すタイムマネジメントについて学びます。タイムマネジメントとは、仕事における時間の使い方を管理し、効率をアップする方法です。講座では社内会議のシミュレーションを通じ、自分たちの抱える問題点をどう改善できるかを考えます。

時 1月12日（日）午前10時～正午 人 30人（抽選） 師 深堀雅史（株式会社ワーク・ライフバランス・コンサルタント） 保 1歳6か月～就学前幼児・定員10人程度（無料・申込時要予約）

※いずれも 場 男女共同参画推進センター（扇橋3－22－2パルシティ江東内） 費 無料

締 12月19日（木）必着

申 12月5日（木）から電話、窓口またはファクスに①講座名②氏名・フリガナ③生まれ年④性別⑤郵便番号・住所⑥電話番号⑦ファクス番号、「企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー」希望者は⑧保育希望の有無（希望の場合は⑨お子さんの氏名・フリガナ⑩生年月日⑪性別⑫さくらんぼ保育室利用経験の有無）を記入し、男女共同参画推進センターへ※区ホームページからも申込できます ☎(5683)0341 FAX(5683)0340

経営相談・創業相談 相談員が無料でアドバイス

区では、区内の中小企業の方を支援するため、江東区経営相談員（中小企業診断士・経営士）による無料相談を区役所および商工情報センター（カメリアプラザ9階）で実施しています。

経営でお困りの方や、これから起業を目指す方は、お気軽にご相談ください（電話で予約を受け付けます）。

【経営相談】

経理・税務、店舗設計・運営、廃業、事業継承、創業など経営全般の相談をお受けします。

【巡回相談】

「相談に行く時間がない」「店舗を見て欲しい」場合は、区内の事業所・店舗を直接訪問して相談をお受けします。

【創業支援相談】

新規に事業を始める方へ、開業のための手順や融資について具体的なアドバイスをします。

問 経済課融資相談係 ☎(3647)2331

台風被害のフィリピンに 区と区議会から災害見舞金

11月8日にフィリピン中部を通過した台風30号により、被害にあわれた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

区では、この台風の影響で大きな被害を受けたフィリピン共和国に対して、区から50万円、区議会から30万円を災害見舞金として送りました。

なお、日本赤十字社では被災された方々を支援するため、救援金を受け付けています。詳細は4・5面中央部をご覧ください。

問 総務課総務係 ☎(3647)4020

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」 区では、都や都内全区市町村と連携して税の徴収対策を強化しています。また、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料も併せて強化しています **[特別区民税の納付]** 納税課収納推進係☎3647-2063 **[特別区民税の納付相談]** 納税課徴収係☎3647-4153

凡例 時日時 場場所 集集合 人対象・定員 費費用 内内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ eEメール